

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区役員の退任及び就任
- ひな白痢の検査
- ひな白痢の検査及び豚コレラ予防注射の実施
- 保険医の登録
- 指定医療機関の取消
- 保険薬剤師登録の取消
- 鳥取県営土地改良事業分担金徴収規程の一編改正
- ◇人委規則 職務の等級に分類される職に関する規則の一部改正
- ◇公告 鳥取県吏員昇任試験及び期限付職員措置試験の試験場の変更

告示

鳥取県告示第五百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、上砂見土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

理事 田中 寿男 鳥取市上砂見

財原 松藏 "

宇治田重平 "

小林 豊 "

東 重美 "

武田 藤市 "

山下 繁藏 "

武田 操 "

上田 隆直 "

宮橋 勝美 "

宇治田貞治 "

豚コレラ予防注射…豚。ただし、生後四十日及び分
べん前後一月以内のものを除く。
四 実施の期日 別表のとおり
五 検査及び注射駆除の方法
ひな白痢検査…ひな白痢急速診断法
豚コレラ予防注射…豚コレラ予防液皮下注射

別表
一 ひな白痢検査
実施期日 実施区域 実施場所
十月二十八日 鳥取市横枕 坂本隆夫種鶏場

鳥取県告示第五百六十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保健医の登録をした。
昭和三十四年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住居	医 所	病院、診療所名	担当診療科名	登録の記号 番 号	登録年月日
福永喜代治	米子市西町		鳥取大学医学部附属病院	眼科	鳥医七二九	昭和三四、一〇、一七

上山、奎自 鳥取市湖山町一四二四 鳥取赤十字病院
河瀬 周子 " 大工町頭二一 "

整形外科 " 七三〇 "
小児科 " 七三一 "

鳥取県告示第五百六十五号

昭和三十二年十一月鳥取県告示第六百十五号(保険医療機関及び保険薬局の指定について)及び昭和三十四年二月鳥取県告示第九十一号(国民健康保険療養取扱機関の指定について)のうち、次に掲げる保険医療機関の指定を昭和三十四年十月一日取り消した。

昭和三十四年十月二十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗
東伯郡三朝町字三朝 松本歯科医院

鳥取県告示第五百六十六号

昭和三十二年十一月鳥取県告示第六百十六号(保険医及び保険薬剤師の登録について)及び昭和三十四年二月鳥取県告示第九十二号(国民健康保険薬剤師の登録について)のうち、次に掲げる者の保険薬剤師の登録を昭和

三十四年十月一日取り消した。

昭和三十四年十月二十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗
東伯郡三朝町字三朝 松本 肇

鳥取県告示第五百六十七号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収規程(昭和三十三年七月鳥取県告示第三百二十一号)の二部を次のように改正する。

昭和三十四年十月二十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条を次のように改める。
(分担金の賦課基準)
第二条 条例第二条第二項の規定による分担金の賦課基準は、次のとおりとする。

北条用排水改良事業	事業費の百分の二十五
大沢排水改良事業	"
東郷湖沿岸排水改良事業	"
小鴨川沿岸用水改良事業	"
湖山砂丘畑地かんがい事業	"
北条砂丘畑地かんがい事業	"
東郷湖周辺地盤変動対策事業	"
弓ヶ浜地区干拓附帯事業	"
石脇第二地区農地保全事業	事業費の百分の三十五
宇野地区農地保全事業	"

この規程は、昭和三十四年度から適用する。

人事委員会規則

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月二十三日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第十三号
職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

行政職等級区分表中

課長補佐	局長補佐	専門技術員	三等職名
課長補佐	局長補佐	専門技術員	三等職名
		専有林経営室長	

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

鳥取県吏員昇任試験及び期限付職員措置試験の試験場を鳥取西高等学校に変更します。又吏員昇任試験の第一次試験合格者の発表の日を十二月十一日（金）に、第二次試験の日を十二月中旬に変更し、合格者を十二月下旬に発表する予定です。

昭和三十四年十月二十三日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏